土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年3月10日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 要措置区域

別図のとおり(八王子市東浅川町 553番 34の一部)

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号。) 第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

<問合せ先> 環境部環境保全課

## 八王子市告示第63号

令和7年3月10日付八王子市告示第48号で告示した下記の内容について修正する。

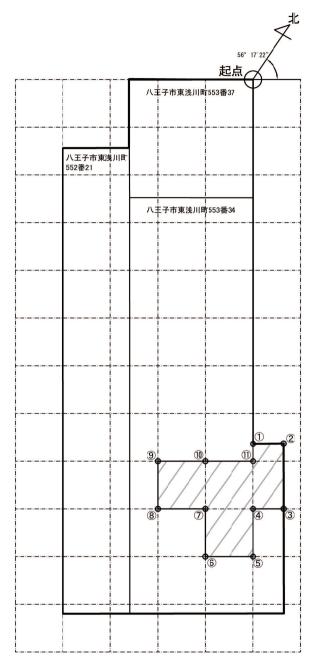
令和7年3月24日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 「2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類」について
  - 誤) 六価クロム及びその化合物
  - 正) 六価クロム化合物

<問合せ先> 環境部環境保全課





【凡例】 調査対象区域 (敷地境界) 筆境界 単位区画 | 世位区画

-- 【起点】 -----起点は、調査対象区域の最北端とする。

ー 【格子の回転角度(56度17分22秒)】 -

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

X座標 Y座標   起点 -39211.4429 -48907.509	
起占 _20211 //20 _/0007 500	
起点 -39211.4429 -46907.309	1
① -39274.9714 -48865.1238	8
② -39271.3779 -48859.3278	8
③ -39282.7475 -48852.220	5
4 -39286.3095 -48857.5592	2
⑤ -39294.6492 -48851.995	
⑥ -39300.1779 -48860.327	7
7 -39291.8594 -48865.377	7
8 -39297.4094 -48874.1962	2
9 -39289.0909 -48879.7462	2
10 -39283.5409 -48871.427	7
11 -39277.9909 -48863.1092	2

※起点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の 規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

1:600

